

宮城県核燃料税の新設（更新）について

1. 宮城県核燃料税新設（更新）の理由

本県では、法定外普通税として核燃料税を昭和58年6月21日に創設し、原子力発電所立地に伴う財政需要の財源に充ててまいりましたが、現行の核燃料税については、平成30年6月20日をもって5年間の適用期間が終了することになります。

原子力発電所の立地に伴う地方公共団体に対する財源措置としては、電源三法交付金や原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法での手当はありますが、必ずしも十分ではなく、これらでは充足できない多種多様で多額の財政需要が存在しておりますので、核燃料税の課税期間をさらに5年間延長することについて協議するものです。

また、課税方式についても、既存の税率では必要な財政需要を賄いきれていない状況や、原子力発電所が停止中であっても一定の財政需要が発生している状況を鑑み、これまで導入していた発電用原子炉に挿入した核燃料の価額を課税標準とする課税（価額割）に加え、発電用原子炉の熱出力を課税標準とする課税（出力割）を新たに導入することについて、併せて協議するものです。

2. 宮城県核燃料税の概要

課税団体	宮城県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：核燃料価額の100分の12 ②出力割：7,000円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）961百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.2百万円
課税を行う期間	5年間（平成30年6月21日～平成35年6月20日）

3. 同意要件との関係

宮城県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、今回変更を予定している宮城県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

(参考) 宮城県核燃料税と電源開発促進税との比較

項目	愛媛県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	販売電気
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税率	①価額割：核燃料価額の100分の12 ②出力割：7,000円／千kW／課税期間（3か月）	375円／千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である東北電力は、年間売上高1兆7,386億円（平成28年度決算ベース）の企業であり、本件条例による負担は約10億円／年（課税期間5か年平均）であり、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり5.28円／月と見込まれ、今回の更新によっても、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

宮城県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。宮城県核燃料税は、宮城県における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している宮城県核燃料税については、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。